

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成12年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(水道事業廃止の届出)</p> <p>第7条 <u>法第11条第2項</u>の届出は、水道事業廃止届（様式第6号）により行わなければならない。</p> <p>(水道用水供給事業廃止の届出)</p> <p>第16条 法第31条において準用する<u>法第11条第2項</u>の届出は、水道用水供給事業廃止届（様式第16号）により行わなければならない。</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>水道事業を廃止したいので、水道法<u>第11条第2項</u>の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第16号（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>水道用水供給事業を廃止したいので、水道法第31条において準用する同法<u>第11条第2項</u>の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> | <p>(水道事業廃止の届出)</p> <p>第7条 <u>法第11条第3項</u>の届出は、水道事業廃止届（様式第6号）により行わなければならない。</p> <p>(水道用水供給事業廃止の届出)</p> <p>第16条 法第31条において準用する<u>法第11条第3項</u>の届出は、水道用水供給事業廃止届（様式第16号）により行わなければならない。</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>水道事業を廃止したいので、水道法<u>第11条第3項</u>の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第16号（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>水道用水供給事業を廃止したいので、水道法第31条において準用する同法<u>第11条第3項</u>の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の水道法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。